

五門は區別し奢善美を盡し裝飾精緻にして金色燐然たり其豪奢人をして一驚せしむるに足る衣服飲食又之に適ふ今假りに一家三人の生活となすときは飲食に費す所の價額約一兩位(我一圓三四十錢にして四個の碗物即ち四中碗と四個の皿物則ち四碟子との料理を一卓子と云ひ之を一圓の食事となし三人乃至八人にして之を食すと云へども若し多數の家族あるときは隨て其碗碟の量を増加せざるべからず食事は先づ起床後點心と稱して菓子或は饅頭を食し次に午前十一時頃に至り白米老米或は麥子面を主食とし四中碗四碟子を副食物として食用す而して午後三時頃に至り再び點心を食す若し午前の點心菓子饅頭なるときは午後に於ては肉製菓子を食し次で午後五時頃に至り晚餐として朝食に用ひたるものと同一のものを食すれども更に其添物として野菜及漬物等を附加すと云ふ

中流社會に於ては一日の食料三人家族にして八九十錢内外を要し主食は上流に於けると同一にして副食物は二個の中碗及四碟子其他野菜漬物等を食餚に供す下等社會に於ては其生活の程度甚だ單純にして市街居住者を除くの外通常土壁造りの矮小なる家屋内に一族居住し其室内は暗黒にして空氣の流通甚だ悪しく

塵芥汚物堆積して其不潔名狀すべからざるものあり器具は漸く日用を辨するを以て足れりとし衣服は粗末なる木綿製の服を着し汚垢浸染するも意に介せず寢具は檻櫈なるも厭ふ所にあらず枕子は硬固なる竹製或は木製のものを用ひ其多くは煉瓦を以て枕となす食物は雜穀類を主食とし副食物は蔬菜類を用ひ肉類は唯稀に食するに過ぎず概して支那人は節儉と忍耐力の素質ありて蓄財法に汲々として縦ひ多少の餘裕あるものと雖も衣食住の費用は酷に節約するの氣風あり蓋し是れ彼等の特性に由るならんか之を要するに富豪者を除くの外は概して生活の程度甚だ低くして開明諸國に遠く及ばざるや固より言を俟たず

第二十章 貨 政

清國の通貨は銀兩を以て本位とし銅錢を以て補助貨とす而して鑄造貨幣に一元五十仙(五角二十仙)二角十仙(一角)の銀貨あれど年歲を行れず僅かに開港場のみに止まり内地に於ては銀塊を使用し傍ら銅錢を用ふ

所謂馬蹄銀に元寶銀、滿珠銀、松花銀の三種あり皆其重量を以て計算す故に取引毎に秤を用ひ實量に由りて其價額を定む故に其破片も亦通用す之を零碎銀と云ふ
鑄し銅錢に比して其通用少なし

馬蹄銀は民間私設の爐に於て自由に鑄造するものなるを以て混合物多量にして銀貨を粗惡となすの弊あり即ち元寶銀、滿珠銀は高銀(カヲイン)と稱し品質善く松花銀(サンチヤンイン)は不良なり然れども其良否の識別容易ならざるが故に常に錢鋪にて其鑑定を乞ふなり

銅錢は我寛永通寶と同形にして其鑄造の年代に由り大小厚薄一様ならず中には品質極めて粗惡のものあり殊に近代の鑄造になれる光緒通寶同治通寶の如きは最も粗なりと云ふ

銅錢の裏面に當十の字あるものは名けて北京錢と云ひ普通の錢の三倍に當る之に反して裏面に字なきものを通州錢と稱す

北京并に通州に於ける銅錢の算法及名稱左の如し

通州にては其十個を五個大と云ひ五十個を一百錢と云ひ其十倍即ち十百錢を一

(吊イーテオー)と云ふ併し山西地方の算法を通州にて用ゆることあり即ち百個を一百錢と云ふ此の如く算するときは之を老錢(ラオチエン)と云ふ

又白河左岸の地方にては十六個の通州錢を一百と云ふ是れ嘗て河東の窮民を賑恤したるとき官人私利して十六個を一百錢として與へたるより今に至るとなり北京にては五個を一百錢又は五個大と云ひ百個即ち二十百錢を一吊と云ふ故に通州錢なるときは一吊は二百個ならざるべからず

北京錢に[當十]の裏書あるは銅質の良なるものにあらず昔時財政困難の際皇帝之を書して十文に通用せしめしより起れりと云ふ故に通州人は北京錢を厭ふの風あり

此の如く北京錢と通州錢と價額を異にするに由り北京錢を以て通州にて物を買はんとするには「我給爾大錢賣多少」の語を發せざるべからず

光緒通寶の中光緒字の甚だ不明なるものあり是れ廢造にして私爐錢(シトルーチエン)と云ふ

古銅錢は新銅錢と價額に差異なし

清國にありては眞の貨幣と稱すべきものは銅錢あるのみ隨て金銀は皆時の相場と銀質と秤量に由りて取引す北清事變起れる以前は通州に於て馬蹄銀一兩(十匁)は通州錢の二吊五百錢即ち一千二百五十個なりしと云ふ併し壹千四百文より壹千六百文に至るの高價あり

洋銀一元に對しては壹千文より壹千壹百文の間を昇降し馬蹄銀一兩に對する洋銀の相場は一元三角五より一元五角の間を昇降す

金と馬蹄銀の對稱は金一兩に付き北京にては銀約二十二兩天津にては三十兩なり

紙幣は票子(ピアヲズ)と稱し錢舖より發行せられ富豪者が票子の裏面に自己の姓名を署したるものは其信用厚し蓋し其錢舖倒るゝも其署名者は之を硬貨と交換するの責任を有するに由る

第二十一章 軍 備

直隸省護衛の軍隊には滿漢の八旗兵を初め練營練淮の諸兵あり然るに外國軍と戰を交ゆるに堪ゆるものは唯新式の調練を受けたる武衛軍と練淮二軍の援兵に過ぎずと云ふ

二十七八年日清戰役に於て連戦連敗せしは全く清軍の調練不完全なるに原因せるものとし爾來着々其改良に從事じ大に其面目を一新するに至れり試に其編成如何を調査するに左の如し

歩兵十六營(八千人)

砲兵二營(一千人)

雜軍
大砲三十二門、馬夫輜重兵九十六人、駕馬四十四匹

騎兵二營(五百人)

合計九千五百人

外に鶴勇衛九棚之に屬す

右二十營を左十營(四千七百五十人)右十營(四千七百五十人)に區別し左十營は通永鎮總兵の統轄にして山海關北塘等の砲臺に駐紮し右十營は天津鎮總兵の統轄にして太沽砲臺に駐紮せり

練軍は歩兵十二營(六千人餘)練勇騎兵二十一營(約五千人餘)合計三十三營其兵員一萬一千二百五十人より成れり但し此外太沽砲臺の守備兵六營(六千人)あり

右三十三營を更に歩兵十二營(六千人)砲兵二十營(五千人)に區別し而して亦步兵十二營を直隸練軍左隊六營(三千人)と直隸練軍右隊六營(三千人)に別ち砲兵二十營を直隸練軍左隊十營(一千五百人)と直隸練軍右隊十營(二千五百人)に別てり

武衛軍は百三十五營其兵員六萬七千人より編成せられ左右前後及中の五軍に區

別し左軍(毅軍)は二十五營(一萬二千人)より成り中後所に駐紮し宋慶之を統轄す右

軍(新建軍)は二十營(一萬人)より成り小站に駐紮し袁世凱之が將たり前軍(武毅軍)は

三十營(一萬五千人)より成り蘆台に駐紮し聂士成之が長たり後軍は四十營(二萬人)

より成り成り蘇州に駐留し蔣福祚之を統裁す中軍は二十營(一萬人)より成り北京城外

の南縁に駐紮し榮祿之を率ゆ

其他端郡王の管理せる虎神營は八十營より成り其員四萬人なり而して神機營は二十營にして其兵員一萬人ありと云ふ

滿漢の八旗兵は皆世襲の軍人にして其他のものは多くは無賴の徒の集合に過ぎず然るに將校の如きは武考と稱し武官を撰擇するの制あり其試験科目は刀弓騎射等にして此試験に應するには身體壯健にして先づ武事を練習せざるべからず而して其及第者は武秀才となり或は武進士となり次て武官に任命せらるゝと云ふ

北京及天津に在る武備學堂水師學堂水雷學堂の如きは西洋より教師を招聘し専門の技藝を教授せり又近來人才を拔擢して海外に派遣し文明の軍事學を研究せしめ漸次軍備の改良進歩を企圖せんとせり

楊村に於て中村三等軍醫の調査せる軍醫の概況左の如し
楊村には醫字營と稱する騎兵凡そ二百五十人屯在し主として盜賊の警戒に備ふ其狀恰かも我國の警察官吏の如し

毎年九月より翌年四月頃までは天津北京間に於ける各地に盜賊の出没甚だしき

を以て此期間は各地に出張し其警戒に任じ五六七八の四ヶ月間は機械の營舍に起居し教練に從事す其教練は獨逸式にして十日間に僅か三日の練習をなし其他の七日間は凡て休業す
其編成は營官(少佐相當)一名幫帶(大尉相當之は副官なり)二名前後左右の哨四名(中尉相當)及伍長十名長六名其兵卒二百四十人より成れり

營官の月俸七十圓幫帶も亦七十圓にして唯其階級の異なるのみ各哨の月俸三十五圓伍長十三圓兵卒十圓にして被服及食糧等は悉く政府より買受け月俸の内より支拂ふと云ふ

軍紀は比較的嚴重にして毎夜午後九時を門限とし該時間迄には必ず皆歸營せざるべからず而して人員検査ありて後寝に就く該検査は舍前に整列せしめて一々其姓名を呼びて之を檢す

此兵卒等は皆地方にて職業なき無賴の輩募集に應じて入營したるものなるを以て一般土民より輕蔑せらる故に糊口に甚だしく困難せざるものは皆之を嫌忌して兵卒となることなし

各哨及伍長等は兵卒中に於て品行方正學術優等なるものを擇拔して之に任ずと云ふと雖も賄賂の多少に關係すること亦甚だ珍しからず

第一十二章 人種

支那は概ね蒙古人種即ち黃色人種に屬し皮膚は赭黃色にして顏面濶く額平坦なり額骨部は僅かに突出し外眦微かに上方に向ひ眼目小にして虹彩は黒色を呈し頭髮は兩且つ黔なり鬚髯は比較的に少しそ雖も稀に多きものあり

伊犁の西部及西海の一部往々高加索種あり其皮膚赭色にして額潤く面長し鼻は高くして眼睛碧なり外眦は上に向はず頭髮は蔚色を帶び概ね卷曲し鬚髯は甚だ多し偶々馬來人種あり其皮膚赭黑にして外貌黃色人種の如しと雖も其頭顱及眼は櫻色人種の觀を呈すされど鬚髯は甚だ多からず

更に蒙古人種を細別すれば漢人種通古斯人種(滿人種)土耳其種西歐種及苗種等あり「一漢人種は十八省に蔓延し庫倫(蒙古の一處)の生喀利亞(伊犁の西部)に及べり

二、通古斯人種は瀟州地方に居住し或は庫倫にあるものあり
三、土耳其人種は多くは庫倫に居住し伊犁の西北部並に楊子江の上流に至れり
四、西藏人種は西藏の大半及甘肅に居住し本部と西藏の境界より青海の一部に蔓延せり

五、苗種は四川の南部雲南の西北部西藏の東北部及其東南隅南海瓊州島の一部並に貴州の高地に居住す

苗種は古昔江河の沿岸にありて一方に占據せしが後漢人種の逐ふ所となり今は其人種甚だ衰亡に就けり

漢人種は古より中原を威服せしが後互に相攻伐するにより其政權遂に滿人種に奪はるゝに至れり滿人種は愛親覺羅氏出でより政權を掌握し其權力漢種を凌駕せり

右の如く各種の人種ありと雖も今日にては各種互に相結婚し爲めに其血統次第に混和して判然其人種を區別すること能はず

支那人と日本人は其容貌并に骨格概ね同一にして大差なきに由り容易に識別す

第二十二章 體 格

ること能はず唯だ其服装并に辯髮等に由りて區別することを得べし

支那人の體格は日本人に比すれば概して偉大にして北清人は南方人より殊に其體格善良なるが如し

赤十字社第二救護班醫員佐脇松雄氏の通州に於ける検査の成績に依れば其體重百分比例一人に付き十六貫四百匁餘にして腹圍は平均七十六仙迷突九四なりと云ふ則ち男子百人女子十名に對する検査成績表左の如し但し支那婦人は一般他人に觸接するを嫌忌するの風あるを以て其検査人員の少數なるは洵に已むを得ざる所とす

支那人(男)身體検査表

年 齡	身 長	體 重	胸 围	充 盈 時	空 虚 時	差	腹 围
二三	一六八	一五、七	常	八〇	八七	七六	一二
			圓				圓
			常				常
			圓				圓

五	一	一、七七	一八、五	九二	六九	九三	八九
一、五	一、六二	一、六〇	一、五九	一、六〇	一、六七	一、五八	一、七六
一四、三	一四、三	一六、〇	一六、〇	一四、三	一七、二	一七、八	一、七六
八七	八三	八六	八八	八四	八六	七九	七八
八六	八七	八八	九二	八七	九一	八三	八五
八〇	八八	八一	八四	八一	八二	七五	七八
六	七	七	八	六	九	一	一
九	九	九	九	九	九	九	九
七	七	七	七	七	七	七	七
八	八	八	八	八	八	八	八
五	五	七	七	八	八	九〇	八五
六	六	七	七	六	六	七九	六五
三	三	二	二	三	三	二七	二五
五	五	二	二	二	二	二八	二五
四	四	三	三	三	三	二七	二三
六	六	〇	四	五	三	二五	五一
三	三	九	九	九	九	二七	五一

六二	五三	三五	三三	一六	一八	三〇	一九	二五	三五	三六	二五	三四
一六九	一七三	一六七	一七九	一六九	一五五	一五九	一七五	一六九	一六九	一六九	一七七	一七九
一四、五	一五、二	一六、二	一五、三	一七、三	一二、七	一二、六	一七、二	一三、二	一七、三	一七、三	一七、三	一七、七
七四	八〇	九一	八〇	八八	七九	七五	八二	七六	九二	八八	九三	八五
七九	八八	九五	八二	九六	八五	九〇	九六	八一	九八	九二	九六	九四
七一	七九	八四	七五	八三	七五	七九	八九	七二	八八	八六	八七	八三
八九	二七	七〇	一〇	二七	一〇	一一	一九	一〇	六九	一二	九	一一
六七	七〇	七〇	六八	八〇	七〇	六六	七八	六七	七九	七三	八一	八四

平均		三一、四八	三二、三三	三三、三四	三三、四五	三三、五五	三三、五三
平	均	一、六七七六	同	一、七七	一、八二	一、七八	一、六〇
一六、四三	同	一八、二	一五、八	一七、二	一六、二	一四、三	一四、二
八四、六三	同	七九	六九	八九	八八	七八	九三
八九、三三	同	八四	七三	九五	九四	八三	九四
八〇、三〇	同	七三	六六	八四	八三	七八	七五
九、二	同	一一	一二	一二	一二	一二	一〇九
七六、九四	同	七二	六九	八九	七二	八三	七一

平均		二三、二九	二三、二八	二三、二七	二三、二六	二三、二五	二三、二四
平	均	二七	二八	二七	二七	二七	二七
一、六六	一、六七	一、六六	一、六六	一、六三	一、六二	一、六一	一、六九
一、五七	一、五七	一、五七	一、五七	一、五九	一、六二	一、六三	一、四八
一、五三	一、五三	一、五三	一、五三	一、五〇	一、五二	一、五三	一、五八
一、四七	一、四七	一、四七	一、四七	一、三〇	一、三二	一、三三	一、四四
一、四四	一、四四	一、四四	一、四四	一、三〇	一、三二	一、三三	一、五五
一、三一	一、三一	一、三一	一、三一	一、二〇	一、二一	一、二二	一、五二
一、二〇	一、二〇	一、二〇	一、二〇	一、一九	一、一九	一、一九	一、四三
一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一八	一、一八	一、一八	一、一九
一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一七	一、一七	一、一七	一、一八
一、一七	一、一七	一、一七	一、一七	一、一六	一、一六	一、一六	一、一七
一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一五	一、一五	一、一五	一、一六
一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一四	一、一四	一、一四	一、一五
一、一四	一、一四	一、一四	一、一四	一、一三	一、一三	一、一三	一、一四
一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一二	一、一二	一、一二	一、一三
一、一二	一、一二	一、一二	一、一二	一、一一	一、一一	一、一一	一、一二
一、一一	一、一一	一、一一	一、一一	一、一〇	一、一〇	一、一〇	一、一一
一、一〇	一、一〇	一、一〇	一、一〇	一、九九	一、九九	一、九九	一、一〇
一、九九	一、九九	一、九九	一、九九	一、九八	一、九八	一、九八	一、九九
一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九七	一、九七	一、九七	一、九八
一、九七	一、九七	一、九七	一、九七	一、九六	一、九六	一、九六	一、九七
一、九六	一、九六	一、九六	一、九六	一、九五	一、九五	一、九五	一、九六
一、九五	一、九五	一、九五	一、九五	一、九四	一、九四	一、九四	一、九五
一、九四	一、九四	一、九四	一、九四	一、九三	一、九三	一、九三	一、九四
一、九三	一、九三	一、九三	一、九三	一、九二	一、九二	一、九二	一、九三
一、九二	一、九二	一、九二	一、九二	一、九一	一、九一	一、九一	一、九二
一、九一	一、九一	一、九一	一、九一	一、九〇	一、九〇	一、九〇	一、九一
一、九〇	一、九〇	一、九〇	一、九〇	一、八九	一、八九	一、八九	一、九〇
一、八九	一、八九	一、八九	一、八九	一、八八	一、八八	一、八八	一、八九
一、八八	一、八八	一、八八	一、八八	一、八七	一、八七	一、八七	一、八八
一、八七	一、八七	一、八七	一、八七	一、八六	一、八六	一、八六	一、八七
一、八六	一、八六	一、八六	一、八六	一、八五	一、八五	一、八五	一、八六
一、八五	一、八五	一、八五	一、八五	一、八四	一、八四	一、八四	一、八五
一、八四	一、八四	一、八四	一、八四	一、八三	一、八三	一、八三	一、八四
一、八三	一、八三	一、八三	一、八三	一、八二	一、八二	一、八二	一、八三
一、八二	一、八二	一、八二	一、八二	一、八一	一、八一	一、八一	一、八二
一、八一	一、八一	一、八一	一、八一	一、八〇	一、八〇	一、八〇	一、八一
一、八〇	一、八〇	一、八〇	一、八〇	一、七九	一、七九	一、七九	一、八〇
一、七九	一、七九	一、七九	一、七九	一、七八	一、七八	一、七八	一、七九
一、七八	一、七八	一、七八	一、七八	一、七七	一、七七	一、七七	一、七八
一、七七	一、七七	一、七七	一、七七	一、七六	一、七六	一、七六	一、七七
一、七六	一、七六	一、七六	一、七六	一、七五	一、七五	一、七五	一、七六
一、七五	一、七五	一、七五	一、七五	一、七四	一、七四	一、七四	一、七五
一、七四	一、七四	一、七四	一、七四	一、七三	一、七三	一、七三	一、七四
一、七三	一、七三	一、七三	一、七三	一、七二	一、七二	一、七二	一、七三
一、七二	一、七二	一、七二	一、七二	一、七一	一、七一	一、七一	一、七二
一、七一	一、七一	一、七一	一、七一	一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七一

年	齡	身	長	體	重	常	胸	光	盈	時	空	虛	時	蓋	國	腹	國
一八	一八	二五	二五	二四	二三	二六	五一	五〇	四五	二九	二二	四七	四六	四六	年	年	年
一七	一七	一六	一六	一七	一六	一六	一六	一七〇	一六九	一六七	一四八	一四八	一四七	四六	齡	齡	齡
八五	七七	八八	九三	八八	九〇	八八	七二	七六	八五	七六	一三、七	一三、八	一四、四	一四、二	身	身	身
九一	八三	九一	九六	九四	九四	九一	七六	七九	八九	八〇	一、五八	一、六〇	一、六五	一、五七	長	長	長
八四	七六	七五	八八	八一	八二	八三	八二	六七	六九	七一	一、三、七	一、三、八	一、四、四	一、三、七	體	體	體
七七	七七	七七	七五	八八	九〇	二二	二三	九九	九九	一〇	九九	九九	九九	九九	重	重	重
六七	六七	六七	七六	七六	七六	七六	七六	七九	七九	七九	七九	七九	七九	七九	常	常	常

二	六	三	〇	三	〇	三	〇	一、七	一、六七	一、七	一、五、九	一、四、三
一	五、九	一	七〇	一	六七	一	七三	一	七三	一	六九	一、六七
一	四、九	一	四、五	一	五、六	一	七、二	一	七、四	一	八、三	一八、三
八	三	九	三	九	二	八	九	三	八	八	八	八、二
八	八	九	七	九	六	八	九	三	九	三	九	八、四
七	七	八	七	八	五	八	六	七	八	六	八	七、九
二	一	一	二	二	二	一	〇	九	三	二	七	八、九
七	六	七	八	五	七	八	六	七	七	七	七	七、二

七一	一、五〇	一、九、六	七九	八四	七五	九	七二
二〇	一、五八	一、四、三	八一	八三	七六	九	六九
二一	一、五九	一、三、九	七九	八一	七四	九	六八
二二	一、五一	一、三、八	七六	八一	七三	八	六七
二三	同	同	同	同	同	九	七一
二四	同	同	同	同	同	九	七〇
二五	同	同	同	同	同	九	六九
二六	同	同	同	同	同	九	六八

陸軍雇員後藤英三郎氏の天津の住民に付き彼等の生活程度に隨ひ之を上中下の三等に區別して身體検査を施行せる成績は左の如し

一、上等社會即ち所謂紳士紳商等の身長は其最長五尺六寸五分最短四尺九寸五分其平均五尺三寸五分にして體量は最重のもの十八貫五百四十匁最輕十二貫六百五十匁にして平均十五貫四百九十九匁なり

二、中等社會則ち普通人民の身長は其最長五尺四寸五分最短四尺九寸二分其平均

五尺二寸八分なり

三、下等社會則ち所謂勞働者の身長は其最長六尺二寸一分最短五尺一寸五分にして其平均五尺四寸五分なり

體量は其最重二十三貫六百四十匁最輕十四貫四百五十匁にして其平均十七貫四十五匁なり

右は二十歳より三十歳迄の男子を選び尺度は日本の曲尺を用ひて検査せるものなり」角二等軍醫及久保赤十字社救護醫員の調査に依れば土人の體格は概ね二十歳の男子は身長五尺六寸に達し就中下肢は上半身よりも稍長くして營養中等にして筋肉及脂肪組織の發育甚だ良好なりと云ふべからず然れども成年以上若くは老年者にして甚しく肥厚せるもの亦少からず而して頭顎は所謂短頭蓋に屬し指極は身長に相等しく胸廓は身長の半に達するもの稀にして體量は身長に準じ多少輕重あるが如し則ち其検査成績左表の如し

體格検査表

年 齢	頭 頸		身長	指極	胸	周圍	失狀徑	廊	人員五人	十八人
	長徑	幅徑								
十二歳	○、五八	○、四八	四、四二	四、三三一、八	○、四〇	四二〇、六四	二、二二	一	同	同
十三歳	○、五九	○、四八	四、六二四、五三二、一二〇、四六〇、六四	一、二〇、一九〇、四八〇、六七二、四三	一、二〇、四六〇、六四	二、二九	一	同	同	同
十四歳	○、六〇	○、四八	四、七七四、六六二、一九〇、四八〇、六七二、四三	一、二〇、四九〇、七二二、五七	一、二〇、四九〇、七二二、五七	二、二九	一	同	同	同
十五歳	○、六〇	○、四八	五、〇二五、〇一、三二〇、四九〇、七二二、五七	一、二〇、四九〇、七二二、五七	一、二〇、四九〇、七二二、五七	二、二九	一	同	同	同
十六歳	○、六〇	○、四八	五、二七五、二五一、四一〇、五三〇、七四	一、二〇、五三〇、七四	一、二〇、五三〇、七四	二、二九	一	同	同	同
十七歳	○、六三〇	○、五〇	五、三六五、三五二、四五〇、五三〇、七八	一、二〇、五三〇、七八	一、二〇、五三〇、七八	二、二九	一	同	同	同
十八歳	○、六二〇	○、五〇	五、五三五、五五二、五六〇、五三〇、七八	一、二〇、五三〇、七八	一、二〇、五三〇、七八	二、二九	一	同	同	同
十九歳	○、六二〇	○、五〇	五、六二五、五四二、六六〇、五八〇、八〇	一、二〇、五三〇、七八	一、二〇、五三〇、七八	二、二九	一	同	同	同
二十歳	○、六四〇	○、五〇	五、六〇五、五六〇、六〇〇、六八〇、七八	一、二〇、五三〇、七八	一、二〇、五三〇、七八	二、二九	一	同	同	同
二十一歳	○、六三〇	○、五一	五、五五五、五六〇、六〇〇、六八〇、七八	一、二〇、五三〇、七八	一、二〇、五三〇、七八	二、二九	一	同	同	同
二十二歳	○、六三〇	○、五一	五、五五五、五六〇、六〇〇、六八〇、七八	一、二〇、五三〇、七八	一、二〇、五三〇、七八	二、二九	一	同	同	同
備考	本表擧ぐる數字は各一人の平均なり									

二十二歳	○、六五〇	○、五〇	五、六五五、五六一、六七〇、六一	○、八〇	二、七八	一	同	三	人
二十三歳	○、六八〇	○、五二〇	五、五五五、五六一、七三〇、六一〇、八四二、七三	一	同	一	人	一	人
二十五歳	○、六五〇	○、五〇	五、五五五、五六一、七三〇、六一〇、八四二、七三	一	同	一	人	一	人
二十六歳	○、五七〇	○、五〇	五、三四五、三六二、五八〇、六〇〇、七七	一	四、七六〇	同	二	人	人
二十七歳	○、五七〇	○、五〇	五、六六五、六六五、六五二、七六〇、六五〇、八六二、八一	一	五、一四〇	同	二	人	人
二十八歳	○、六四〇	○、五〇	五、三三五、二三二、八〇〇、六三〇、八三二、五八	一	六、八〇〇	同	二	人	人
二十九歳	○、六六〇	○、五〇	五、六二五、九三三、〇五〇、六六〇、九四	一	九、九四〇	同	二	人	人
三十歳	○、六七〇	○、五一	五、八三五、九四三、二三〇、七五〇、九二三、〇五二二、一一〇〇	一	同	二	人	一	人
三十一歳	○、六四〇	○、五〇	五、八五五、八〇二、八七〇、六七〇、八七二、九七	一	同	二	人	一	人
三十二歳	○、六六〇	○、五〇	五、六二五、八三三、〇五〇、六六〇、九四一、九四	一	同	二	人	一	人
三十三歳	○、六四〇	○、五〇	五、五四五、四三二、七六〇、六六〇、九四一、九四	一	同	二	人	一	人
三十七歳	○、六四〇	○、五〇	五、一九五、二二二、六八〇、六三〇、八二一、五〇	一	同	二	人	一	人
三十八歳	○、六三〇	○、五三五	五、一九五、二二二、六八〇、六三〇、八二一、五〇	一	同	二	人	一	人
四十歳	○、六三〇	○、五三五	五、一九五、二二二、六八〇、六三〇、八二一、五〇	一	同	二	人	一	人

第二十四章 樂器

樂器の種類甚だ多し

正器にして冠婚葬祭時に於て要する樂器左の如し

一、大鼓 其大小一ならず大なるものは直徑二尺、小なるものは徑一尺六寸にして革皮を張り之に色彩を施し木架に載置す

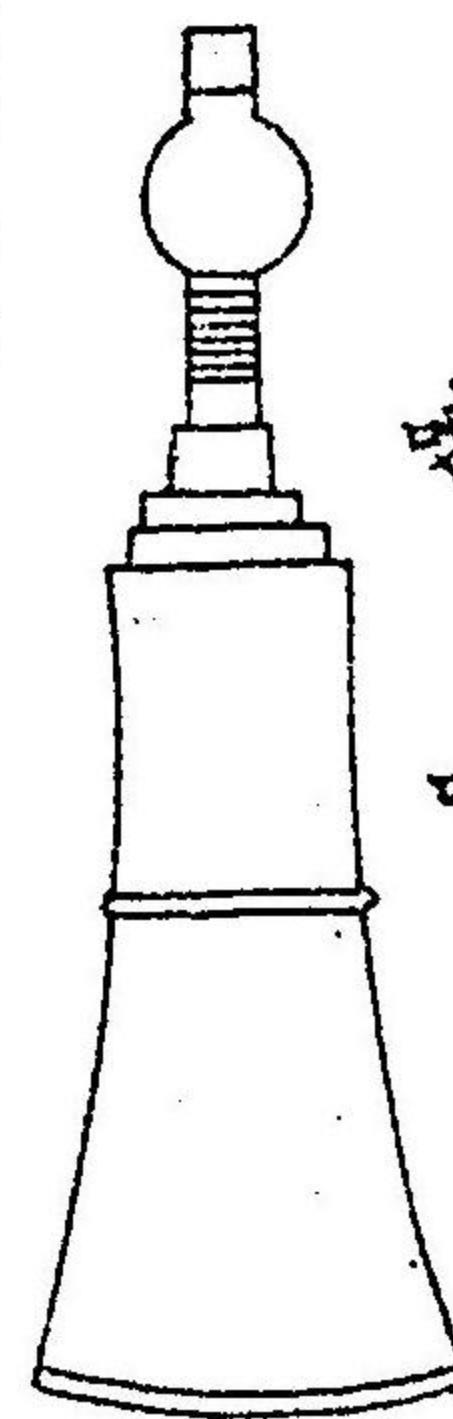
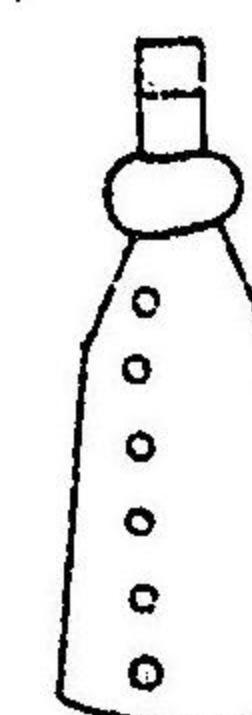
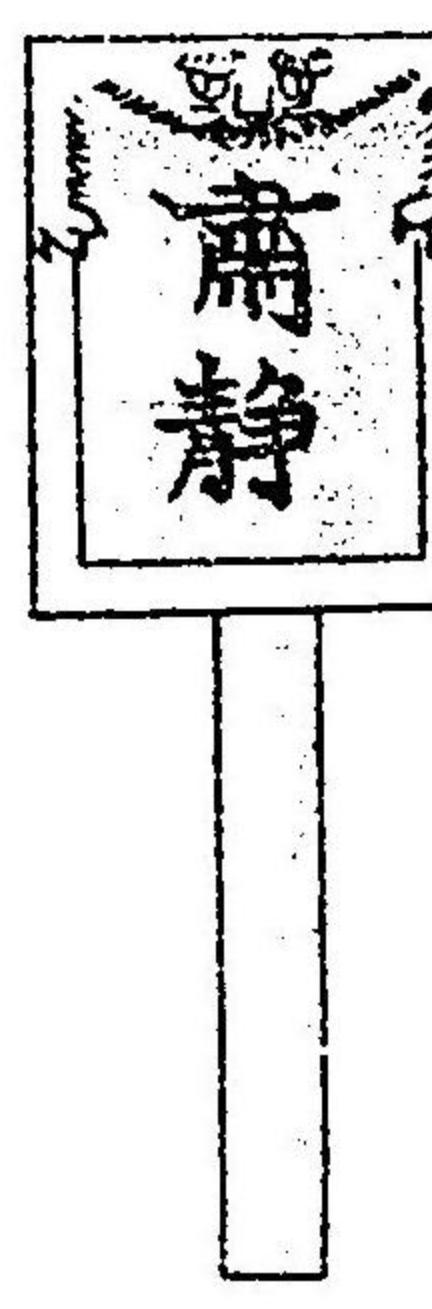
二、銅鼓 銅にて造り大小あり其大なるものは直徑二尺三寸、小なるは尺に満たず銅鼓の中央に凸處あり此部を打つときは其聲大にして遠きに聞ゆ之を支持する架の兩端は龍形をなし一對の交叉せる兩脚より成れり

三、大笙 銅にて造り圓形にして茶盆様をなし其大なるものは直徑三尺、中等大なるものは徑一尺六寸にして糸條を以て木杆に懸垂す

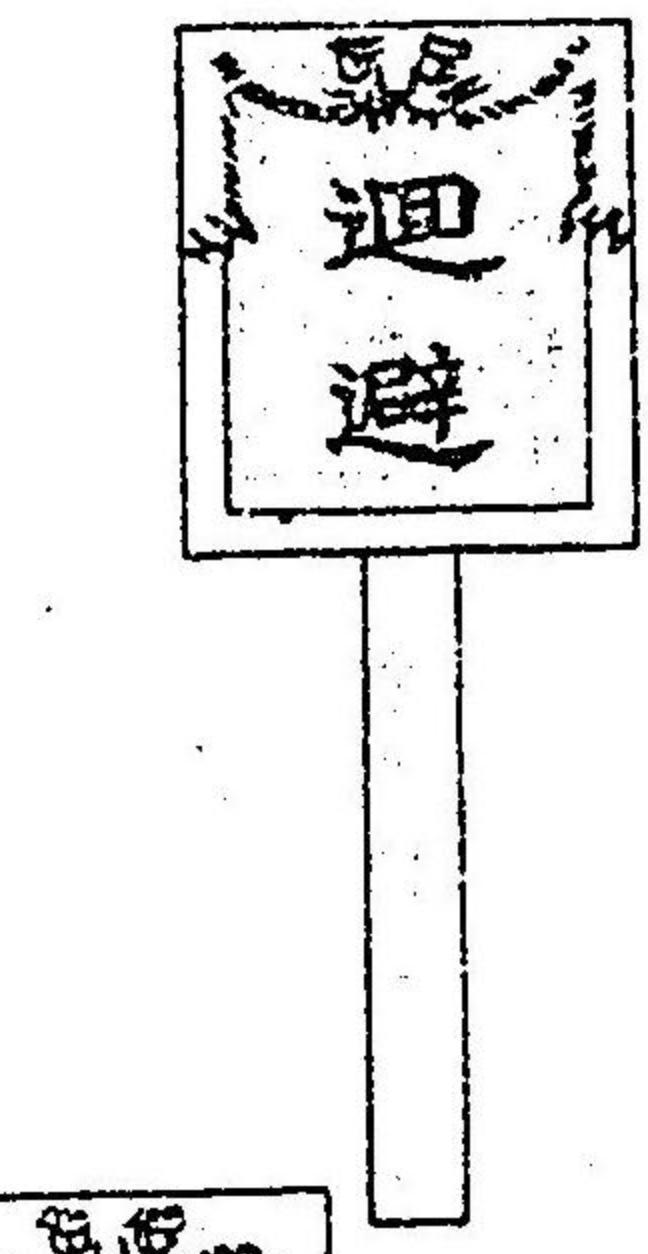
四、所鈴 一名鎖鈴 喇叭狀を爲せる一種の笛にして木杆に懸垂す

五、大號 所謂喇叭にして銅製なり

六、號筒 喇叭の一種にして其末端は筒狀をなし甚しく擴大せず其長さ五尺に及

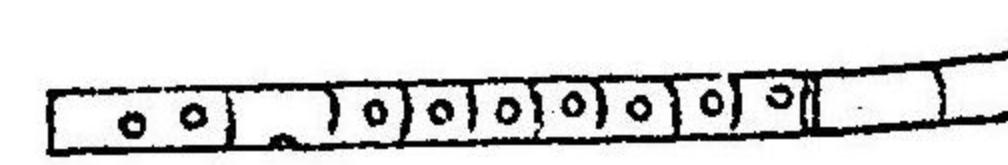
教
八嗦
哪肅
靜

牌

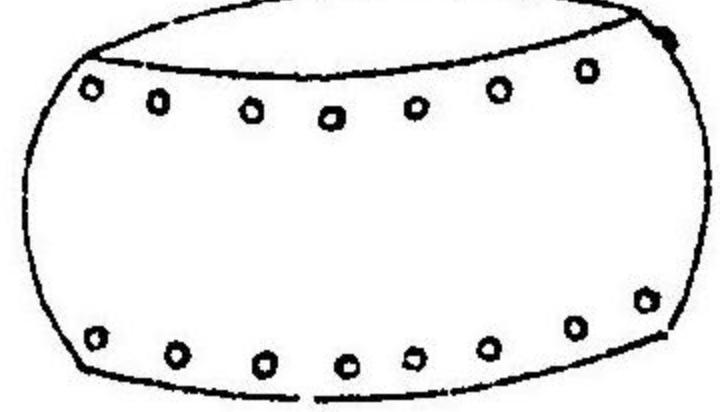
迴
避

(官名ヲ白字ニテ書ス一對ヲ用フ)

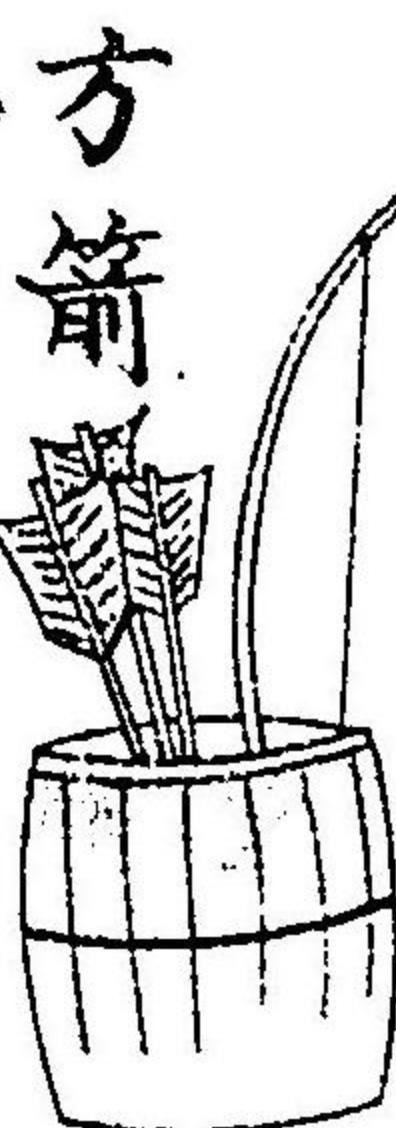
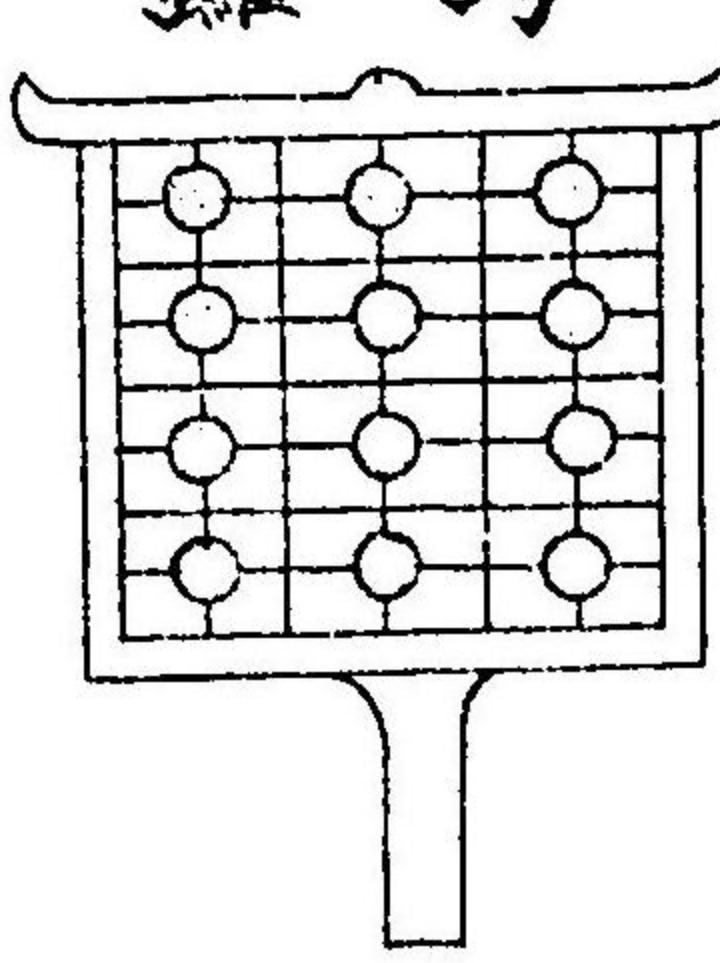
旗



笛



鼓



(興入ノ時賀ノ嫁ヲ射生用)



牌

八、雲鑼 九個若くは十個の小なる銅鑼を二架に連懸したるものにして二個の撥子を以て之を打つされど亦一小架に二個の小鑼を連懸し一個の撥子を以て打つものあり之を月鑼と云ふ

又瓈にのみ用ふる樂器あり則ち左の如し

一、笙 二十四管にして竹を以て之を製す

二、簧 笙に似て嘴長きものとす

三、鎧鎧 木製片臂の小架に懸垂し小撥を以て之を打つ

四、銚 銅を以て製し外面の中央部突出し綾縦を附せず

五、鉦 大小あり銚に似て桺あるものなり中央の突出部は銚よりも大なり

六、丁 一に雙鎧と云ひ其形銅鑼の如くにして糸條を以て相連繫し兩々相對置す

七、當 一に雙鎧と云ふ其形小さき茶碗狀にして糸條を以て連繫せり

其他大なる瓈禮に於て用ゆる樂器にして普通用ひざるものあり則ち左の如じ

一、**跨鼓** 大小あり又一種横位置のものあり普通の跨鼓は其胴平坦にして縦なれ
り或も横位置のものは其胴長くして深し共に縦條を附し提携に便にする

二、**絃子** 三絃にして三昧線に似たり胴は小にして厚く蛇皮を張れり棹杆長くし
て且つ大なり其總長三尺六寸に及ぶ然れども大小の喪禮には之と同形にして
小なる蘇絃と名くるものを用ひ大なる絃子は用ゆることなし

演劇及普通娛樂用として用ゆる樂器概ね左の如し

一、**板** 小なる三個の木板にして檜樟等を以て造り上部に孔を穿ち糸を以て互に
之を繋ぎ雙手を以て之を振撻すれば一種の鳴響を發す

二、**鼓** 一に崩鼓又は架鼓と稱し扁平なる小さき太鼓にして用に臨んで組立べ
き高き一種の架上に載置す此樂器は一人にて左手板を打つ右手架鼓を打ち以
て同時に奏樂するを常とす

三、**鎌絃** 一種の銅鑼にして其形淺き鍋に似たり大にして短き木杆を以て之を打

四、**手絃** 其形淺に似て其面稍深し繩を以て懸垂せず直に手に把て之を打つ

五、**路纏** 繩の小なるものにして糸條に因りて懸垂し行路に於て之を用ふ

六、**管** 五孔を穿ち其一端に嘴あり豎に之を吹く

七、**簫** 七孔あり管より長くして特別なる嘴なく殆ど我邦の尺八の如し

八、**月琴** 絃子に似て鼓洞大にして圓形をなし棹杆短くして四絃を有す

九、**呼々** 小なる長圓形の鼓洞にして杆長く二絃あり其形絃子に似たり馬尾弓を

以て之を摩擦す

十、**船々** 鼓洞八稜形を成し一面にのみ蛇皮を張り杆は長くして四絃を有し馬尾
弓を以て之を錯す

十一、**胡絃** 圓筒竹を以て製し其小鼓洞に蛇皮を張り二絃を有す其形船々に似て
同じく馬尾弓を以て錯鳴す

十二、**琵琶** 木を以て製し其表面平坦にして裏面は圓形をなし鼓洞より絶界なく
して桿に至り四絃を有す

十三、**竹板** 俗樂の器にして竹を以て製す二種あり一は大にして二枚より成り一
枚狹小にして五枚より成れり其用法は板器と異ならず

十四、八角鼓 鼓腔は八角をなし其形大なり。

十五、鼈堂木 短く厚き木製の器にして一見すれば木片の如し日本にて演劇の初めに用ゆる拍子木の如きものにして雙手に之を把り他の板面を打撃する素より正しき樂器にあらず。

十六、打連香 二尺許りの竹杆にして其中央一節の外は各節毎に長き孔を穿通し中に小錢二三個を挿み妓婦演舞の際之を持ち樂に合して之を振り鳴らすと云ふ。

十七、抬不閑架 一人にして多くの樂器を奏すべき裝置にして劇場等に多く之を用ひ則ち四種の樂器五個を懸集せる複雜なる架にして其中央の下部に小なる跨鼓前半部に被布あるものを置き其上に大小二個の鑼を懸垂し又其左右の架柱に小さき銚ありて上下に對置し上位のものは柄端に糸あり之を引けば下位の銚に相衝突して鳴響す。

其他種々の樂器なきにあらざれども一々之を枚舉するに遑あらず。

第二十五章 宗教

支那人の間に行はるゝ宗教種々あり其重なるものは儒教佛教回々教基督教喇嘛教道教拜物教等あり今左に各宗教の狀況を概述すべし。

一、儒教 は一に之を聖教と稱し孔孟及古代聖賢の教を信奉し古より今日に至るまで代々立國の要素たる一の教典となれり故に國教と見做すべきものなるも葬祭等に關する儀式を有せず宗教の形式をも具備せず寧ろ道德の教にして純然たる宗教と稱す可らず。

上は皇帝を初め官吏及世の文人讀書家にして士君子と稱せらるゝもの皆此教を無上の寶典となし又中流以下の農工商民に於ても之を尊信すること甚し何とならば凡そ官吏たらんことを欲するものは斯教の寶典たる經書を読み且つ詩文を學びて一定の試験を経ざるべからざるが故なり。

と官民の状態を觀察すれば孔孟の教を實行するもの實に稀なり其多くは嘗に私利私慾に汲々たる者の如し豈に慨嘆の至りならずや

孔孟を祭れる廟は處々に之あれども最も有名なるを北京城内東西牌樓の極西北なる孔子廟とす門を入り柏樹の中を横きり階を上れば大成殿に達す殿に入り正面奥の壇上を見れば[至聖先師孔子神位]と云ふ八字の木牌を案し上には[萬世師表]てふ額を掲げ前には金銅の三具足を据へたり左右には亞聖顏淵を始めとして十哲孟子朱子の位牌を案じ大成殿外左右の廊房には三千の門弟及朱家の主なるものの位牌を案じたり而して此廟に於て毎年二月八日八月八日八月二十七日の三回忌を以て釋奠を行ひ參拜者甚だ多しこ云ふ應科の子弟等北京に來るときは儒生をして夫子を祭らしめ朝夕參拜して及第を祈り幸に及第すれば即ち及第の碑を境域内へ建設す故に外門と内門との間に在る道路の左右は皆此及第碑を以て墳だされたり

關帝廟は玄德張飛と共に三國志に有名なる漢州(山西省)人關羽を祭りし所にして即ち關帝の英名は兒童走卒の如きも能く之を知り夢寐にも之を忘るゝ能はざ

るものゝ如し何となれば彼の三國志の流暢なる文章は深く支那人の意に適し演劇唱歌樂曲等にも三國志に關係せるもの甚だ多く爲めに自然彼等の記述に止まるに至りしものと言はざるを得ず

關帝廟は佛教寺院喇嘛寺道廟及路傍等の各處に設置せられ其廟内には大概古鏡を備へありて參拜者は若干の銅錢を納め其古鏡を取り吉凶禍福を判断するを常とす又少しく資産ある家には屋敷内に同廟を建て、祭ること我國中古の稻荷堂に於けるが如し又商家の店側などに簡単なる棚を造りて關帝の畫像を貼り香華を供へたるものあり北京に於て最も廣く尊崇せらるゝものは此關帝に如くはなし其他種々の廟祠ありと雖も一々之を記述するの煩に堪へず

一、佛教　佛教は東漢明帝の代即ち永平十年(日本垂仁天皇九十六年西暦紀元六十七年)印度の僧侶摩訥法蘭の二人に由て輸入せられ唐代に至り皇帝親ら佛骨を迎へ壯大なる寺院を各所に建築し隆盛を極めたりしも南宋の末より元明に至り漸次衰運に向ひ清朝乾隆五年の頃政府は寺院の新築修繕を禁じ次で三十五年に至り僧尼の年齢を制限し勸化を禁じ爲めに教勢益々衰微に陥りたり然るに余代に

至りて此等の禁制は解かれ信教の自由を許容せられたりと雖も一たび萎靡の極點に達し教規甚しく紊乱して守制寺法なく學識ある僧侶は甚だ稀にして多くは無學無識の輩に過ぎず故に世人を教化するの才智なきは勿論民間に於て僧侶は乞食と同一視せられ貧しき寺院に於ては其空室を他人に貸附し或は旅人の一宿に供し甚しきは門前物品を商ひ又は賣ト等をなして生活を營むものなきにあらず佛教の振起せざる決して怪しむに足らず

現今北京に於ける佛教の状況は大約左の如し

宗派は涅槃宗地論宗淨土宗禪宗臨濟曹洞天台宗真言宗律宗華嚴宗等あり寺院は五十餘個寺にして僧侶の數三百餘人あり寺院の保持僧侶の生活は是迄大概政府の保護に由りしが保護の度は年一年減縮し來りて現今其大半は殆んど自営に苦むの状態なり如斯状態なるに由り自ら進んで僧侶となり社會教化の職に就かんと欲するものなく多くは信者の子弟を度して僧侶となし又貧民孤獨のものを納れて僧侶とし住持長老の缺けたるときは其弟子中の年長者を擧げて之を相續せしむ

僧尼の風采 僧侶は共に剃髪圓頂を作法とすれども宗派に由りて蓄髮するものなきにあらず平常の衣服は概ね薄灰色にして屬襪褶子の如く腰下に襞あるにあらず腰下は現時支那服の如くにて袖は唐服の如くに廣く襟は日本服の如き合せ方にて幅三寸程あり而して黒縷子又は黒天竺絨の甚だ長き半襟を掛けたるは日本人には如何にも野卑に見ゆ頭には冬期は黒縷子にて作りたる筒形の帽を冠り夏期は帽を用ひず

寺院の構造は普通の家と同じく多くは南向きにして大概前堂中堂後堂ありたまゝ前堂なきものも中堂後堂は必ずあり堂内は瓦敷にて中央に須彌壇を築き佛像を案す佛堂は多く釋迦如來を中尊とし彌陀如來藥師如來又は彌勒菩薩を左右或は別堂に安置せり或は觀世音菩薩勢至菩薩普賢菩薩文殊菩薩十八羅漢五百羅漢等の金銅像木像塑像畫像を安置したものありて其前に五具足(燭臺一對華瓶一對香爐一基)三具足(燭臺華瓶香爐各一)及其他供物を安置したものありて其前に五具足(燭臺一對華瓶法會は宗派に由りて一様ならずと雖も僧侶の服装は前述の通常服の上に七條又は五條の袈裟を着け道師長老は威儀を正し如意又は拂子を持って入堂し中尊前

に座す而して不僧衆は左右に並べある巾狹き机の前に長跪して机上の經文を讀誦し種々の樂器を鳴らしつゝ勤行す經文は重に磬若心經觀音經或は其他の唱呪等にして樂器は鐘太鼓木魚磬盤木銅鑼鳴鉢等を用ふ大體の模様は日本禪宗の法會に類する所多也

一、回々教　回々教徒等は能く神に服従すと云ふ義よりイスラム教と稱し基督教徒は其教祖の名前よりマ・ホメット教と云ひ支那人は回紇人の信奉する宗教と云ふ所より回々教と呼ぶ此教は唐の貞觀二年の頃郭子儀の回紇(土耳其古斯坦の地方なり)の兵を請ふて安祿山、史思明の亂を討滅せし頃より回紇人より傳來せしを初めとし後成吉思汗回紇を征服せしより其國の人民從軍して支那本部に入り来るもの多く其子孫遂に繁殖蔓延し今日に至るも固く其宗旨を尊信して少しも更ることなし

現今回々教の盛なるは甘肅陝西山西四川直隸の各省にして西藏蒙古を除くの外支那本部に於ては殆んど此教徒の住せざる所なし

教徒の信する經典を哥蘭^{コラン}と名け七日を以て一週となし毎月四回中婁鬼元(清曆に

院の建築は他教に比して高大なり

現今北京に於ける回々教は苦力馬夫等の間に信者多く品位を有するものにては宦官中之を信奉するものあるのみ中流以上には殆んど信者なし蓋し該教徒と云へば社會は之を歎するを好まざる風あり該教徒も又他教徒と混居婚嫁するを好み多くは廟の附近に居住し同教徒等相俟ち相助けて往來し敢て位階の進むを望まず専ら蓄財して教祖の墓に參詣するを無上の善事と心得居るものゝ如し(教祖マ・ホメットの墓は亞刺比亞のメッカと云ふ所にあり)

教堂^{モスク}は回々廟と稱し或は禮拜寺又は何某等と寺號を稱する者あり其堂内には正面の少し奥まりたる壁又は板張りに亞刺比亞文字にて咒の如き者を書し其上下左右等には簡単なる裝飾的彫刻を施し寺に由りて丈六尺程の階段六七級を有する臺あるのみ此臺は長老とも云ふべきものが祈禱し且つ説教する所にして其入口の廣き間口は巾三尺長堂に應ずる位の白毛庭を二三所に敷き各信徒膝を並べて座し以て禮拜祈禱し得るやう備へらる其大體の構造は極めて簡單なりとす

北京城内に在る寺廟の數は三十七ヶ寺なり其保存は政府より幾分の保護を受くるものありと雖も多くは信者の寄附金を以て成立せり

沐浴 寺の境内には必ず浴場あり浴場の構造は長方形の一棟の一方には煉瓦にて造りたる長き流し場あり傍らに水槽を置き又一方には竈を築き釜を懸けて湧せり一寸參詣するものは此處にて銅製鹿角口の水差に湯を汲み水を和し微温として之にて口中を嗽ぎ手を洗ふを常とす若し一事を熱心に祈禱せんと欲するものは流し場に對したる方面に設けたる浴室にて沐浴するなり何れの回々廟にも浴室の設備なきはなく此浴室を見て回々寺たるを確むる程なり

回々寺には定まりたる住職あるにあらず同寺附近に住める信者中の年長者にして新縁の上手なるものをして禮拜祈禱葬式の主任者たらしむ

教徒の衣服は別に變りたる所なきも帽子は普通支那人の被るものと全く其趣を異にする多くは青色にして巾の如き地質の切れにて作り廻りは頭に從ふて圓く上部には襞を取り其頂點は尖れり故に其帽を冠するものは一見して該教徒たるを認識し得るなり教徒は教規として豚肉を嚴禁す他教のものは豚肉を常食とす

るが故に同教徒にあらざれば決して結婚せず又旅行には必ず炊具を携帶す
同教徒の結婚するや衆人は相集りて喜果(棗實栗子荔枝等)を新郎新婦の面に擲つ
の風あり

一、天主教 の支那に傳來せしは唐代にして千百餘年前とす而して後明朝にジエス・クライマー派に屬するサンマテオが熱心布教せし結果至る所に會堂を見るに至れり

天津に於ては清の嘉慶年間錦衣街の蘇姓其人を以て信者の嚆矢となす後咸豐年間英人天津に來り同治の初年に於て初めて天主堂を建築し爾來信者多數となれりと云ふ然るに信者は多くは細民にして頑迷の徒多し

一、基督新教 此教の清國に傳はりしは今より五六十年前にして同治の初年初めて天津に教會堂を建築せられたり其信者は多く中等社會のものにして漸次進歩發達の域に向へり然るに其教會堂及信者の數に於ては之を詳知するを得ず天主教及新教共に天津或は北京地方に孤兒院或は學校病院等を設けて布教の傍ら其等の慈善事業に力を盡すと雖も其効果未だ充分顯はるゝに至らず北清事變

に方り各所の教會堂は土匪の爲めに破壊せられ今や其完全なるものを見ず又信者は離散して一時大に憐むべきの情態に陥りたりと雖も戰後社會の秩序未だ回復せざる今日已に北京に於ては東西牌樓の南に教會所を設けて、布教をなし又東單牌樓の北に施藥療病所を造りて貧民患者を施療し其他西四牌樓外城等各所に教會堂を設けて布教に怠りなきが如し

一、喇嘛教 一に在禮と云ひ又白衣道と稱す元佛教より出たるものにして喇嘛は西藏語にして之を譯せば喇は神の義嘛は無の義なり故に喇嘛教と云へば此上もなき善き教と云ふ義なり別て三派となす曰く紅教曰く黃教曰く白教是なり
二、紅教 周の末に方り印度より西藏に入り後漸次直隸山西陝西甘肅等の地方に行はるゝに至れり紅色の衣服を着し或年限までは妻帶を許せり

紅教の最も盛なりしは元時代にして其盛なりし結果種々の弊害を生じたるに由り明の末世に於て其改革を唱へて立てたるものをソンカバードとす彼は舊來の諸弊害を「洗し即ち

一、黃教 二を起す紅教の教理作法等に就て種々改良を施し衣服の如きも黃色のも

のに改むるに至れり故に之より舊喇嘛教を紅喇嘛と云ひ新喇嘛を黃喇嘛と云ふ而して黃教は妻帶を斷然禁止し専ら大乘教を教ふ爾來斯教の勢力は日々に増加し西藏蒙古も大概黃喇嘛に歸依し滿州及支那本土にまでも傳播せり彼の滿州愛親覺羅氏も亦斯教を信じ居りしが故清に代りて政權を執るに至るや之と共に喇嘛教も本土に輸入せられ今日の如く斯教の塔堂伽藍を見るに至れり殊に康熙雍正乾隆等の時代に方り手腕ある皇室は一方には明人をして滿州化せしむるの策略として可成喇嘛教に歸依せしむる方針を取り又喇嘛教徒を懷柔して敢て反抗せしめざるの策として塔堂に充分の保護を與へたり又此教は滿州人の祖先教なるが故に其滿州人を以て組織せる政府に信徒の多きは當然の事にて現今北京中流以上のものは大概喇嘛信者なり故に此教は北京に於ける諸宗教中最も勢力ある宗教とす

一、白教 其開祖を白衣大士と稱す天津地方に於ては白教の外紅黃二教の信者殆んど之れなし而して此教は二百年前揚祖師なるものより天津に傳來し道光年間天津縣の某官吏之を禁止し北京に於ても光緒の初年之を禁じたるも更に其効な

く北京天津共に盛に行はる但し北京には黄敎信者殊に多し
喇嘛敎の寺院は北京城内に於ては雍和宮(元雍和帝の別宮にして喇嘛に寄附せしものなり)を始めとし四十餘個寺を有し各寺相當の保護を受け居れり其寺院の主なる雍和宮に於ては密部修業者秘密勸行法會加持祈福をなすもの學問文字を研究するもの(翻經其他文書の事を司る)天文數理を研究するもの(曆を作る等の事をなすもの)及醫術研究者の四種に分れて僧侶は互に其職務に執掌すべき筈なれども現今にては實に表面だけの事となりて其實は年々歲々例に由りて例の事を繰返へしつゝあるのみ然れども喇嘛が一般社會より尊崇せらるゝの度に至りては佛教僧侶其他敎徒の比にあらず

此敎の法會は總て秘密に執行し門外漢の參拜を許さず故に果して如何の事をなすや詳知し難じと雖も眞宗大谷派從軍布敎使大河内秀雄氏が曾て雍和宮初轉法輪法會に列席したる有様を記さん

初轉法輪法會は毎年一月十四日を中日として前後七日間雍和宮法輪殿にて之を營み最も鄭重なる法會なり明治卅四年三月四日(清曆正月十四日)午前五時雍和宮

の僧侶二百餘人威儀を正して法輪殿に入り先づ佛陀を三拜して各自既定の席に就ぐ其堂の中央正面の板張に大曼陀羅を掲げ燈を點じ香を薰し正面入口と曼陀羅との中央に机一脚を案じ此處にも灯香を點じ且つ白米を盛りたる盆と香油瓶とを置き導師は曼陀羅に對向せる高座に座し席定まるや一同音調を整へて西藏經を讀誦す而して導師と曼陀羅との中央なる机の傍に立てるものは其音聲朗々堂内に響き渡りて恰かも獅子の吼ゆるが如く又彼時々中央の机上に供へある香油瓶を捧げて各員の前を徐行しつゝ香油を與ふるや僧侶は之を兩手に受け顔面頭部胸部等に塗る又彼の白米は讀經將に了らんとするころ各僧に分配せられ衆僧之を撒布す要するに勸行の體裁は嚴肅と云ふよりは寧ろ勇壯にして二百餘人の太く強き音聲は堂内に反響して爲めに梁の塵も動き恰かも人を壓倒するが如き有様なり此時の服裝は辽宋の時のこととして皆毛皮裏にて黃色又は構紫(紅敎の遺物ならんか)の支那服を着け西藏綴の七條袈裟を纏へり

僧侶には西藏人あり蒙古人あり滿州人あり其容貌は恰かも羅漢の畫像を見るが如し而して彼等の品行に於ては無學不良のものなきにあらざれども概して善良

の方なり佛像は多くは釋尊像、阿彌陀如來、オバメ（無量光佛）、チエバモ（無量壽佛）、文珠菩薩、彌勒菩薩、十八羅漢、五百羅漢、金剛等を安置し堂宇の構造は我邦の臨濟宗黃檗宗と大差なし經卷は大概西藏經にして中には蒙古語の經卷を用ゆる所あれども其は極めて稀なり

一道教は老子の道德經にして純然たる宗教にあらざるも佛教渡來後種々の儀式典例等を設け皇天皇土日皇月皇真武大帝玉皇大帝天妃娘々々皇帝等の偶像を造りて禮拜供養をなすに至れり其僧侶を道士と稱して黃色の衣服を着し髪を頭上に束ね黃帽を冠す酒煙草及肉食を禁じ妻子を養はざるを以て本分となすと雖も妻帶肉食のもの少からず北京に白雲觀と稱する有名なる道士廟あり代々の道士が作りたる道經五千餘卷を藏すると云ふ

此教は各省に行はるゝと雖も支那南部及山西に少なく西藏には全くなし直隸に於て最も盛なれども天津に於ては之を信するもの千人中一人に充たず

一拜物教は畢竟迷信の結果にして日月星辰、大木巨獸虫蛇の類を崇拜し北京に於ては皇帝の宗廟の傍に日月の廟を設け或地方に於ては二月某日を以て太陽の風あるのみならず大小諸種の樹木に小旗を建てゝ之を拜するもの少からず

第一十六章 官民間の關係

支那政府は滿人漢人の連合内閣にして二人の尙書あれば一人は必ず滿州人を用ひ他は漢人を採用して政事機關の權衡を保たしめ以て征服者と非征服者との間に起る不調和を豫防するの方針を取れり

中央政府には大學士四人協辦大學士四人を以て内閣を組織し軍機を翼裏し國家の権務を處理する所の軍機處あり親王を長とし外務一切を處理する總理衙門あり文官の進退及叙位封爵等の事を司るべき吏部あり財政事務を監理する戶部あり教育典禮の事務を處理する禮部あり驛遞及軍政を司るべき兵部あり法律を制定し種々の訴訟を判決する刑部あり蒙古西藏伊犁等の外藩に關する事務を執る

理藩院あり百官の正邪政事の善惡紀綱の肅正を司るべき都察院あり内外の上奏の事を司る通政司あり土木鑄錢軍器製造等の事を司る工部あり海軍に關する一切の事務を司るべき新設官衙たる海軍衙門あり刑法の肅正を司るべき高等法院たる大理等あり

地方政府は地方の主權を握り文武官を統ふる所の總督ありて巡撫之に屬す總督にして二省を兼ねるときは毎省に一人の巡撫を置き刑法教育及官吏の跡跡等の事を司り又中央政府の政令を實行せしむるの任を帶ぶ此巡撫に隸屬する道臺ありて地方行政を司り道臺の下に民政を統督する知府あり知府に隸屬して知州知縣あり前者は州内の人民を治め後者は縣内の民を治む其他に省内出納の事務を行ひ徵稅をなす布政使及種々の訴訟に判決を下す按察使あり又滿州に於ける吉林省盛京省龍江省の各省に各一人の將軍を置き奉天府には禮部工部兵部戶部刑部の五部を置き其知州知縣及國堺の防備を掌る道員等を總理する府尹あり右述ぶる所に由りて考ふれば其官制能く整ひ敢て間然すべき所なきが如しと雖も尙ほ統治の功擧らざるは畢竟官吏の腐敗殆んど其極點に達したるに因らずん

ばあらず何となれば官吏の俸給甚だ薄くして一品の高位にあるものと雖も其年俸僅かに百八十兩米百八十斛に過ぎず地方官たる總督の如きは多數の子弟多數の親族を養ひ又上官知友に交誼を修めざるべからず然るに其年俸僅か四千圓なり故に賄賂を貪り民稅を私する事少々ならず若し一年知縣となれば二萬兩三年知府となれば十萬兩の所得あるは尋常にして珍しからず是れ支那官吏が其俸給甚だ少額なるに不拘人民が官吏たらんことを切望する所以にして一人の知州の補缺を要するに方り其志願者數萬に及ぶこと少からず而して一定の試験を経て之に及第すれば採用せらるべき筈なるも黃金を以て其官を買收するの例多し又官吏が人民に對し刑罰を施すや無法苛酷にして賄賂の多少により其罪を増減す道臺の門衛の如きは給料殆んどなきが如きも門衛には株ありて數百金を以て賣買せらるゝこと珍しからず蓋し門衛の意思に反するときは如何に急用あるも入門する能はざるが故に自然賄賂を以て彼れの歎心を迎へ以て要を辨せんとするが故に其所得大なりと云ふ

茲に官吏の罪人に施したる最も苛酷なる刑罰の一例を掲げんに中部の威る總督

罪を犯害したる隣人を火刑に處せ同時に近隣の家屋を悉く焼毀せることあら其理由とするところは隣人の義務として其罪人を感化し之を悔悟せしむべきを忘れるに由ると云ふにあり又皇族の墳墓を發掘し棺中に収めたる金銀寶玉を竊取せんとして事顯れ一家四代の人々悉く誅せられ一人のために九十歳の老人より生れて數月の赤児に至るまで十一人悉く死刑に處せられたることあり豈に慘虐の至りならずや官吏にして故なく人を殺すの法規なきにあらざれども多くは其罪を問はず或は黄金を以て其罪を免るゝこと多し此等の例に従するも政府内部の紊亂及官吏の腐敗の如何に基だしきに及べるかを推知するに足るべし
官吏と人民との關係は頗る隔絶して平素人民と往來し又は交際する等のことなし官吏は一般人民を輕蔑し人民は亦官吏を尊敬せず只官吏と親密に往來するは惡事の曲庇を必要とする輩のみ官民相互の關係は總て利を以て基とし賄賂公行し人民又敢て怪むことなく濁流渾々として上下を壓し白河の流と共に長へに澄まず因縁の久しき之を以て殆んど常事の如く見做せり

北清事情大全下卷終

明治三十六年一月十日印刷
明治三十六年一月廿四日發行

著　作　者　前田政四郎

(北清事情奥附)
上下二冊定價金壹圓

香川縣仲多度郡筆岡村二百十八番戸

東京市京橋區五郎兵衛町二十一番地
小林又七

(電話本局參千貳拾番)

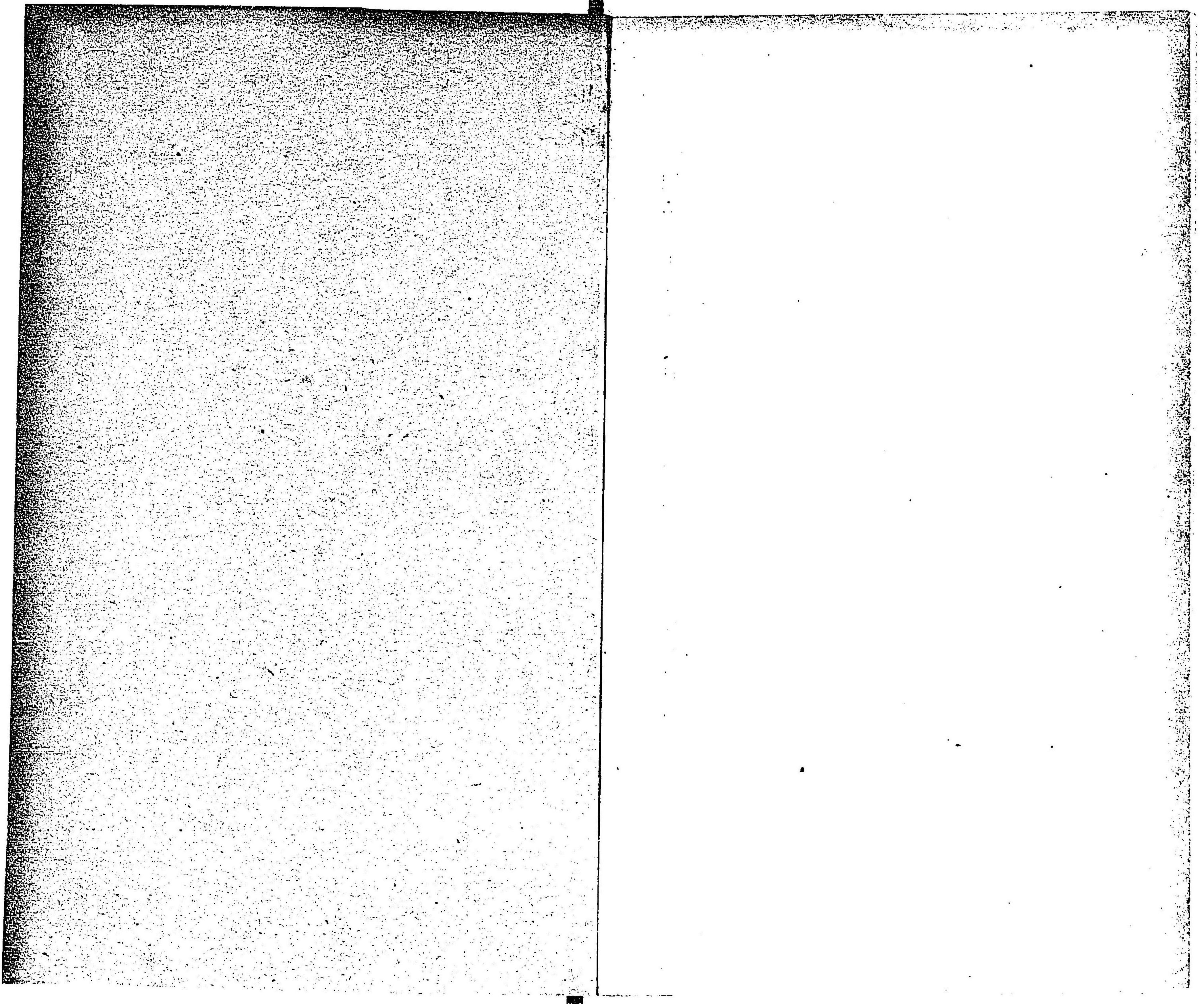
東京市麹町區陸軍省構内
小林又七出張所

東京市麹町區隼町二十一番地
小林又七支店

(電話番町百九拾壹番)

仙臺市南光院町四番地
小林又七出張店





86
2
338

